

令和元年第10回東京都北区教育委員会定例会

会議月日	令和元年10月8日(火)午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	教 育 長 清 正 浩 靖	委 員 加 藤 和 宣	
	委 員 渡 辺 敦 子	委 員 本 間 正 江	
	委 員 名 島 啓 太		
事務局職員	教育振興部長	教育政策課長 (東京オリンピック・パラリンピック教育調整担当副参事)	
	学校改築施設管理課長	学校支援課長	
	生涯学習・学校地域連携課長	教育指導課長	
	教育総合相談センター所長	飛鳥山博物館長	
	中央図書館長	教育環境調整担当部長	
	学校適正配置担当課長	子ども未来部長	
	子ども未来課長	子ども環境応援担当課長	
	子どもわくわく課長	保育課長	
	子ども家庭支援センター所長	児童相談所開設準備担当副参事	

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提 案 内 容	結果
1	42号	幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則	承認
2	43号	幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	承認
3	44号	東京都北区立袋児童館の指定管理者の指定について	承認
4	45号	東京都北区立滝野川東児童館等の指定管理者の指定について	承認
5	46号	東京都北区立桜田保育園の指定管理者の指定について	承認

日程	報告事項	報 告 内 容	結果
6	70号	東京都北区私立幼稚園等の保育料に関する規則の一部改正について	了承
7	71号	後援・共催事業に関する報告	了承

令和元年第10回東京都北区教育委員会定例会会議録

令和元年10月8日(火) 13:30

清正教育長

それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。これより、令和元年第10回北区教育委員会定例会を開会いたします。

日程第1、第42号議案「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」及び日程第2、第43号議案「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」一括して議題に供します。

事務局から説明をお願いします。

教育指導課長

教育長

清正教育長

教育指導課長

教育指導課長

それでは、初めに第42号議案、幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則につきまして、ご説明をさせていただきます。

議案書を1枚おめくりいただき、1ページの説明欄をごらんください。地方公務員法の一部改正に伴いまして、成年被後見人及び被保佐人が欠格条項から削除されることに対応するため、本規則・案を提出させていただくものでございます。

2ページをお開きいただき、参考資料、新旧対照表をごらんください。こちらの下段の現行の部分でございます。成年被後見人及び被保佐人の欠格条項に関連する第2条第2項第3号を削除するほか、傍線の部分です、失職に関する規定を削除いたします。

1ページにお戻りいただきまして、付則でございます。この規則は、地方公務員法の改正とあわせて、令和元年12月14日から施行するものでございます。

以上、第42号議案について、ご説明申し上げました。

続きまして、第43号議案、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について、ご説明をさせていただきます。

議案書の1ページの説明欄をごらんください。いずれにつきましても、先ほどの第42号議案と同様でございますが、地方公務員法の一部改正に伴い、成年被後見人及び被保佐人が欠格条項から削除されることに対応するため、本規則・案を提出させていただくものでございます。

2ページの参考資料、新旧対照表をごらんください。こちら先ほどと同様に、成年被後見人及び被保佐人の欠格条項に関連する第2条第2項第3号を削除するほか、失職に関する規定を削除いたします。

1ページにお戻りいただきまして、付則でございます。この規則は地方公務員法の改正とあわせ、令和元年12月14日から施行するものでございます。

以上、第43号議案について、ご説明申し上げました。説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

清正教育長

説明ありがとうございました。

2件の議案についてご質疑、またはご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、2件の議案に対し、特に反対意見はないようですので、原案どおり承認することでご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないと認め、第42号議案及び第43号議案は原案どおり承認することに決定させていただきます。

次に、日程第3、第44号議案「東京都北区立袋児童館の指定管理者の指定について」及び日程第4、第45号議案「東京都北区立滝野川東児童館等の指定管理者の指定について」を一括して議題に供します。

事務局から説明をお願いします。

子どもわく
わく課長

教育長

清正教育長

子どもわくわく課長

子どもわく
わく課長

それでは、私からは日程第3と第4、第44号議案と第45号議案について、一括してご説明を申し上げます。

この両議案につきましては、区立児童館の指定管理者の指定に関する議案でございます。議案にお示しの袋、滝野川東、豊島東児童の3施設につきまして、令和元年北区議会第3回定例会におきまして、指定管理者及び指定管理の期間について、議決をいただいたものでございます。教育委員の皆様には、8月23日開催の第7回臨時会で意見聴取の際にご説明をさせていただいてございますが、議会の議決をいただきましたので、本指定につきまして、教育委員会のご承認をお願いさせていただくものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

清正教育長

説明ありがとうございました。2件の議案につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。2件の議案に対し、特に反対意見はないようですので、原案どおり承認とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長 ご異議ないと認め、第44号議案及び第45号議案は原案どおり承認することに決定いたします。

次に日程第5、第46号議案「東京都北区立桜田保育園の指定管理者の指定について」を議題に供します。

事務局から説明をお願いいたします。

保育課長 教育長

清正教育長 保育課長

保育課長 それでは、私から第46号議案について、ご説明申し上げます。

この議案につきましても、第44号議案、45号議案同様で、指定管理者の指定に関する議案でございます。こちらは区立桜田保育園の指定管理者の指定に関する議案になります。現指定管理者を令和2年4月からの5年間、引き続き指定管理者として指定するものでございます。こちら、先の第3回区議会定例会におきまして、指定管理者及び指定管理の期間について、議決をいただいたものでございます。教育委員の皆様には、先の議案と同様に8月23日開催の第7回臨時会で意見聴取の際にご説明させていただいておりますが、区議会の議決をいただきましたので、本指定につきまして、教育委員会のご承認を改めてお願いするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

清正教育長 本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

本間委員 教育長

清正教育長 本間委員

本間委員 この件について、全く異議はないのですが、この話題が出たところで1点教えていただきたいのですが、今、保育園の運動会が盛んに行われている最中で、ほかの委員も参加されているかと思うのですが、私がたまたま拝見したところがこの指定管理を受けているところの園でした。それぞれ園によって個性というか、特徴があつてしかるべきだと思うのですが、かなり園によって雰囲気が違うところを運動会を通しても感じているところです。恐らく、理事者の皆様もそのように思われるところもおありなのではないかと思いますが、この委託されている方々、指定管理者となられている方々同士の交流というか、情報交換などはどのようになされているのか、この場をおかりしてお聞きしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

清正教育長

保育課長

保育課長

お互いの園を見る機会というのは、職員さんたちもない状況で、例えば、本間委員や私のような立場の者が、この園のこういう点がよかったですねなどといった話を園長会で言うと、それが情報として共有されて、じゃあ今度見てみようとか、あと、職員が区内で法人を移動する際に、前の園ではこんなことをやっていたのですよとか、そういうことで伝わることが多いというのが実情です。例えばなのですけれど、指定管理の場合は、現在区直営でやっている園の伝統を引き継いでいくというのが基本になっていまして、そのあたりのところから、法人の独自色をそれなりの年数かけて出していくという状況でして、確かにもっと指定管理園に限らず、お互いの保育を見合うとか、情報共有していいものを取り入れるという取り組みは北区の保育園、これだけ園数ができたのですけれど、まだまだ課題かなと思います。

清正教育長

本間委員

本間委員

今、課長が最後に課題というふうにおっしゃいましたけど、せっかく無償化等々で子どもたちがたくさんのお恩恵を受ける状況が、今北区でどんどん膨らんでいるかと思しますので、以前にも質の問題を質問させていただいたときに研修等というのがありましたが、公立の教職員だけではなくて、どの園児たちもお恩恵を受けられるような質を高めるということについて、今度はソフト面についてもさらに北区として取り組んでいくことを強く望んでおります。ありがとうございました。

清正教育長

ありがとうございます。ほかにご意見等ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、本件に対し、特に反対意見はないようですので、原案どおり承認とすることでご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないと認め、第46号議案は原案どおり承認することに決定いたします。
次に報告事項に移ります。日程第6、報告第70号「東京都北区私立幼稚園等の保育料に関する規則の一部改正について」を議題に供します。
事務局から説明をお願いいたします。

子ども環境
応援担当課
長

教育長

清正教育長	子ども環境応援担当課長
子ども環境 応援担当課 長	<p>日程第6、報告第70号東京都北区私立幼稚園等の保育料に関する規則の一部改正について、ご報告いたします。</p> <p>席上配付の資料をごらんください。1ページおめくりいただきまして、教育委員会資料をごらんください。こちらの規則につきましては、区長部局の規則でこのたび規則が変更となりましたので、ご報告するものでございます。</p> <p>1、要旨でございます。子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、私立幼稚園等、こちらにつきましては区内にある私立幼稚園23園のうち、新制度に移行した2園が対象となります。その保育料を無料とするほか、規定の整備を行うものでございます。</p> <p>2、改正内容です。2ページ、3ページの新旧対照表をごらんください。第1条中の支給認定子どもを教育・保育給付認定子どもに改めます。また、第3条中の別表のとおりを無料に改めます。さらには第4条を削除し、第5条を第4条とし、別表を削除するものでございます。</p> <p>資料を1枚お戻りいただきまして、3、施行期日でございます。令和元年10月1日です。</p> <p>以上となります。</p>
清正教育長	<p>説明ありがとうございました。</p> <p>本件につきまして、ご質疑、またはご意見ございますでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
清正教育長	<p>それでは、ここで本件に関する報告は終了させていただきます。</p> <p>次に、日程第7、報告第71号「後援・共催事業に関する報告」について、事務局から説明をお願いします。</p>
教育政策課 長	教育長
清正教育長	教育政策課長
教育政策課 長	<p>それでは、報告第71号、後援・共催に関する報告でございます。</p> <p>1枚おめくりをお願いいたします。名義使用承諾報告は、今回1件のみでございます。事業名と主催者名のみ読み上げをさせていただきます。</p> <p>1件目でございます。「第8回中央大学文化講演会」中央大学学生会東京北区支部支部長でございます。</p> <p>以上1件でございます。事業実績報告につきましては、今回はございません。</p>

清正教育長

説明ありがとうございました。

本件につきまして、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

本件に関する報告は終了いたします。

以上で、本日の日程全てを終了いたしました。これをもちまして、令和元年第10回教育委員会定例会を閉会させていただきます。